

意見募集案件	図書館法の改正に伴う北広島市図書館条例の一部改正について
担当課	教育部文化課 電話 011-373-7667

意見募集期間	平成 24 年 1 月 1 日(水)から平成 24 年 1 月 31 日(火)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇市役所各出張所 ◇北広島市団地住民センター、エルフィンパーク、中央公民館、図書館、 大曲ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報北広島 1 月 1 日号(概要のみ)
意見の提出方法・ 提出先	・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。) 教育部文化課 郵便番号 061-1121 (住所不要) 電話 011-373-7667 ファクシミリ 011-373-6664 電子メールアドレス: info@lib.city.kitahiroshima.hokkaido.jp
検討結果の公表予 定時期	市ホームページにて平成 24 年 2 月予定 ※検討を終えたときは、意見の概要・意見に対する市の考えや案を修正したときはその内容を公表します。
対象となる政策等 の内容	(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 平成23年8月26日に成立した「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成 23 年法律第 105 号。以下「地域主権第 2 次一括法」という。)において図書館法が一部改正され、委員の任命の基準は地方自治体の条例において定めることとなったことから、北広島市図書館条例を改正する。 (2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) 北広島市図書館条例 改正(案) (協議会の組織) 第 9 条 協議会は、委員 10 人以内で組織する。 2 <u>委員は、次に掲げる者のなかから教育委員会が委嘱する。</u> (1) <u>学校教育関係者</u> (2) <u>社会教育関係者</u> (3) <u>家庭教育の向上に資する活動を行う者</u> (4) <u>学識経験者</u> 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。 4 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

	<p>現行</p> <p>(協議会の組織)</p> <p>第 9 条 協議会は、委員 10 人以内で組織する。</p> <p>2 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>3 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(3) その案の根拠となる法令の規定</p> <p>図書館法改正案第 15 条及び第 16 条</p> <p>(4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等)条例改正による市民への影響は無いものと思われる。</p>
<p>対象となる政策等の原案</p>	<p>図書館法の改正に伴う北広島市図書館条例の見直しについて</p>
<p>その他</p>	<p>・パブリックコメント後のスケジュール</p> <p>平成 24 年第 1 回定例議会に提案し、平成 24 年 4 月施行予定</p>